

令和7年度 第1回酒田市総合教育会議議事録

| | |
|------------|---|
| 開催日時 | 令和7年7月11日（金）13：30～15：00 |
| 開催場所 | 酒田市役所3階 第一委員会室 |
| 出席者 | 矢口明子市長、赤坂宜紀教育長、神田直弥委員、阿部浩委員、鶴田淑子委員 工藤亜紀子委員 |
| (市長部局) | 前田茂男総務部長、加藤義和企画部長、阿部利香健康福祉部長、 杉山稔こども未来課長、小田雅之健康課長、阿部百合健康主幹、 伊藤慎司企画調整課長 |
| (教育委員会事務局) | 堀賀泉教育次長、斎藤正人企画管理課長、 庄司英一学区改編・義務教育学校整備主幹、今井綾子学校教育課長、 佐藤好博指導主幹、前田聡子社会教育課長、樋渡隆スポーツ振興課長 |
| 協議事項 | 酒田市いじめ重大事態再調査委員会の報告書を受けての対応について |

1 開 会 （伊藤企画調整課長）

2 挨拶 矢口市長・赤坂教育長

3 協 議 （座長 矢口市長）

（1）酒田市いじめ重大事態再調査委員会の報告書を受けての対応について

学校教育課長から、パワーポイント及び資料をもとに事業説明

<意見交換>

【矢口市長】

説明に関し、ご意見などがありましたらぜひ委員の皆様からお願いします。

【阿部委員】

酒田市いじめ防止基本方針（以下、基本方針）（案）についてですが、策定がゴールではなく、今後これを基にどう取り組んでいくかが最も重要だと考えています。特に、学校の先生方はもちろん、保護者への周知やアナウンスの方法が課題になると思います。

令和7年度「学校いじめ防止基本方針」チェックシートの最後に、「いじめ防止基本方針の活用」として、年度初めに、児童生徒・保護者等に全校集会やPTA総会、ホームページなどを活用して説明しているかを確認する項目があります。ここが非常に大事だと感じています。基本方針の内容は膨大ですが、それをどう伝えていくかが課題です。しっかり活用されることで、保護者としてもいじめに向き合うきっかけが得られるのではないかと思います。「知ること」は保護者にとっても力になりますので、どのように情報を共有していくか、私自身も考えているところです。

例えば、学校から「何かあった」と連絡を受けても、子どもは「やっていない」ということ

があります。その時点で話が進まなくなることもあります。基本方針があることで保護者としても、いろいろ考えることができるようになるのではないかと考えております。「うちの子に限って」と思っていた保護者も、「もしかしたら、うちの子が…」と意識が変わるきっかけになることも期待できます。私自身含め、保護者が基本方針を知ること、子どもたちを守る大きな力になると思います。

一方で、学校外の場面、例えばスポーツ少年団や地域の遊び場、お祭りなどでのいじめにどう対応するか、基本方針（案）には明確な記載がないように思いました。こうした場面での対応も、今後検討が必要ではないかと感じています。

また、教職員への研修についても触れられていましたが、例えば先生方の気持ちの面で、「自分のクラスでいじめを出したくない」との思いから自己解決に走ったり、見逃しや見過ごしに繋がったりする可能性がないか懸念しています。人間ですので、そうした心理は避けられないかもしれませんが、だからこそ研修を通じて、しっかりと対応ができるようにしていく必要があるだろうと考えています。

さらに、教員が働きやすい環境づくりも重要です。管理職の先生方には、先生方自身が働きやすい環境を整えていただきたいですし、それが結果的に子どもたちの、良い学びの場につながると考えています。

今、独自にサポーターを募集している小学校があります。保護者や地域の高齢者などが登録し、昼休みなどに子どもたちを見守る取組です。学校任せ、保護者任せ、地域任せにせず、「みんなで子どもを守る」という姿勢の表れだと感じています。大人の目を増やし、子どもが安心して過ごせるまちにしていければと思います。

【矢口市長】

最後に出てきた小学校のサポーター制度についてですが、これはどなたが提案されたものでしょうか。

【阿部委員】

学校ですね。

【赤坂教育長】

宮野浦小学校や第四中学校、亀ヶ崎小学校でも既に実施しています。サポーターや学習支援ボランティアとして保護者や地域の方々を対象に募集しています。

地域や保護者の皆さんに関わってほしいという思いを持ちつつも、まだ調整中の段階にある学校もありますが、このような思いは学校全体に広がりつつあると感じています。

【矢口市長】

それこそスクール・コミュニティとして、地域にとっても学校にとっても良いことだと思います。

【今井学校教育課長】

令和7年度「学校いじめ防止基本方針」チェックシートの最後にある周知に関する項目についてですが、保護者だけでなく、児童生徒自身にもこの基本方針の内容を伝え、学校としてどのように取り組んでいくのかを共有することが大事だと考えています。現在、基本方針

の見直し作業中ですが、完成次第、ホームページや学校だよりなどで、コンパクトにまとめた形でお知らせしていく予定です。

次に、地域でいじめが発生した場合についてのご意見がありました。いじめの対応は学校内のみに限らず、地域での様子についても学校に情報が寄せられ、そこから聞き取りや指導につながることもあります。

地域全体で見守りができるようにという趣旨から、今年度の初めに「いじめ防止啓発リーフレット」を地域や各家庭向けに配布しました。このリーフレットは、いじめは学校だけではなく、地域社会全体で解決すべき課題であるとの考えのもと作成され、地域の大人がいじめについて考え、自らの役割を再確認する内容になっています。このリーフレットは、酒田市いじめ問題対策連絡協議会の中で提案されたもので、この協議会には、子ども会連合会やスポーツ少年団本部など、いろいろな関係団体が参加しています。こうした団体からも、このリーフレットを活用していじめについて話していきたいとの声が上がってきております。

地域の大人が「子どもたちを見守っている」「心配している」というメッセージを発信していくことが大切だと感じています。

研修についてのご指摘もありがとうございました。担任の先生が、自分の学級を守りたいという思いや日々の忙しさから、いじめを見逃したり見過ごしてしまうことがあるかもしれないというご懸念をいただきました。同様に、「この子に限っては違うだろう」といった思い込みも起こり得るのだと思います。そのため、学校ではWEBQU やアンケートなど、児童生徒が気軽に相談できる仕組みを導入しています。こうした客観的な手段を活用し、見逃しや見過ごしを防いでいきたいと考えています。

酒田市教育委員会としては、いじめはどこでも起こり得る、いじめはあって当たり前というふうにお伝えしています。その上で、早期に発見し、迅速に対応しながら、子どもたちにも学ぶ機会を提供していくことが重要だと考えております。今後もこの視点を大切にしながら取り組んでまいります。

【鶴田委員】

私自身も基本方針（案）の中に、地域住民の役割についての記載があることを踏まえ、その点についてお話できればと思い参りました。

私は塾講師をしており、日々子どもたちと接する中で、学校でのいじめや不登校、希死念慮に関する悩みを相談されることが多々あります。そうした中で子どもたちがよく口にするのが、「親には言わないでほしい」ということです。実際、私自身も中学校3年生の時にクラスメイトからいじめを受けて不登校になった経験がありますが、当時、母にはなかなか打ち明けられませんでした。悲しませたくないという気持ちからだったと思います。

子どもたちは、親に心配をかけたくないという思いから、話しづらさを抱えていることが多くあります。しかし、命の危険を感じるような深刻なケースでは、本人の同意を得て対応することが理想ですが、差し迫った状況では、保護者や関係機関に連絡をせざるを得ない場合もあります。ただ、実際に保護者に連絡しても、深刻に受け止めてもらえないケースもあり、私自身どうしたらいいのか非常に悩んだことがありました。その際はたまたま、中学時

代にお世話になった先生の繋がりや、その生徒が通っている学校の先生へ情報提供することができましたが、やはり学校と直接関係がない立場だと、自分が連絡していいのかという迷いを抱えてしまう方は少なくないと思います。

子どもたちが本音を打ち明けられる相手として、学校と直接関係のない大人の存在が、時に安心感につながる場合があります。そうした大人が、子どもからの相談を受けた時に、それをどこまで、誰に、どのように伝えるべきなのか、判断を迫られる場面も多くあります。特に、いじめや希死念慮など命に関わる事態では、その判断が非常に重く、心理的負担も大きいと感じています。

基本方針（案）には、地域住民も子どもを守る環境づくりに努める、いじめ等を発見した場合は速やかに学校や関係機関に通報するよう努めるといった文言があります。しかし、実際に通報するという行動には、思った以上に心理的ハードルがあり、どの程度の情報を、誰に伝えればよいのか悩むことが多いです。もちろん、学校に直接伝えられれば一番良いのですが、それが難しいケースもあります。

私自身も含め、地域住民や学校外の教育関係者など、学校の外にいる立場の人たちにとっては、例えば日常生活の中で、「これはいじめかもしれない」と感じる場面があっても、顔や名前がはっきり分からなかったり、本人の感じ方がわからなかったりする中で、連絡すべきかどうか判断に迷うのが現実です。また、「通報＝大ごとになってしまうのでは」という懸念もあり、ためらいが生じやすいのだと思います。

そういった現状を踏まえ、子どもを守るために、いち早く異変に気付いて適切な対応につなげていくには、地域住民や学校外の教育関係者など、子どもと関わる大人がどのように行動すべきか分かるようなフローチャートや行動指針のようなものが必要だと感じています。私はまだ拝見していませんが、今日お話しを伺ったリーフレットに、例えば「命の危険がある」「希死念慮が強い」「自傷行為の兆候がある」など、緊急性の判断や、子どもの同意の有無に応じて適切な相談先を示したり、匿名で通報できる窓口だったり、あるいは迷った時に相談できる機関を整理して示したようなものがあれば、相談を受けた大人が冷静に対応できる助けになるのではないかと考えています。

【今井学校教育課長】

先ほど委員がおっしゃっていましたが、私も小学校に長く関わってきた経験から、高学年くらいになると、子どもたちは嫌なことをされても、自分からは言わなくなってしまうことが多いと感じています。実際にどうなの？と聞いても、隠してしまうような様子も見られません。

学校外の方々と子どもが関わる場面については、いじめを見かけたら連絡をとった直接的な対応というよりも、まずは挨拶から始める関係づくりや地域行事での交流を通じて顔がわかる関係性を築くことを重視しているのが現状です。いただいたご意見のように、地域社会の中でも子どもたちを見守ることができるような行動指針を考えることは重要な視点で、何か具体的にできることがないか、今後話し合っただけで検討してまいります。

また、相談窓口についても触れておきたいのですが、現在、リーフレットなどには、いじ

めや友人関係で心配なことがあれば、市の教育相談室や学校教育課に相談してくださいといった連絡先を記載しています。ただ、以前地域の方から、教育相談室は学齢期の子どもがいなくても電話してよいのか？と尋ねられたことがあり、そういった点でも周知が十分ではないと感じていますので、今後さらに周知を図ってまいります。

【矢口市長】

私が聞いて思ったのが、児童虐待については、「いちはやく（189）」という全国共通の番号があって、誰でも電話していいんだという認識がかなり浸透してきている現状から、いじめについても、学校関係者でなくても電話していいんだという意識がもっと広がっていくといいのではないかと感じました。

【阿部健康福祉部長】

SOSの出し方の授業を行う際には、子どもたちに向けて、対面で相談しづらい場合のオンラインでのチャット相談やLINE相談窓口をお知らせしています。心配なケースがありましたら、心のサポーター講座事業なども実施している健康課やこども未来課にご相談ください。なお、こども未来課に設置されている、こども家庭センター「ぎゅっと」では、子どもに関するあらゆる相談を受けています。相談を受けた際には、必要に応じて関係機関と連携した対応をしたり、こちらが持っている情報の中で確認をすることもあります。まずは、子どもたちの身近に相談できる大人がいることが大切で、そういった方の声をきちんと受け止められる体制を整えていく必要があると考えています。

【矢口市長】

塾の先生というのは、学校ではないけれども、子どもたちにとって非常に身近で相談しやすい存在だと思います。学校以外で子どもと関わる大人というと、それほど多くはないと思いますが、例えばスポーツ少年団の指導者や、塾の先生、習い事の先生などが挙げられると思います。そういった、子どもと日常的に接している職業の方々に対して、気付いたことがあれば電話してもいいんですよといったことを、まずはしっかり周知することが大切なのではないでしょうか。

【杉山こども未来課長】

こども家庭センター「ぎゅっと」では、子どもの発達に関する検診の際に、必要に応じて記録を残しているケースがあります。そうした情報から、お子さんや保護者の方が抱えている悩みを推察できる場合もあるかと思っています。また、相談内容によっては、医療機関につながる場面やカウンセリングをご案内するような場面もあります。何か気になることがあれば、ぜひ「ぎゅっと」にご連絡いただければと思います。こちらでお話を伺った上で、必要に応じて学校や関係機関へつなぐことも可能です。様々な窓口で共有できる体制を整えていきたいと考えています。

【矢口市長】

電話していいんだよということを、もっと広めていく必要があると感じています。特に、塾の先生やフリースクールの先生など、学校教育の枠の外で子どもと深く関わっているの方々に対して、何か気になることがあれば、ためらわず連絡してください。そうお伝えするだけ

でも、現場での対応は変わってくると思います。まずは、教育委員会、そして鶴田委員からも、電話をしても大丈夫ですよといったメッセージを、共有していただければと思います。そうした積み重ねが、相談しやすい雰囲気づくりにつながるのではないのでしょうか。

【工藤委員】

先ほどの、SOSの出し方等に関する教育について、背景・目的・対象や実施報告の説明がありました。対象は小中学生で、小学校では5・6年生が対象とのご説明でしたが、なぜこの5・6年生に絞ったのかが少し気になりました。確かに、小学校低学年の子どもたちは、まだ「いじめ」という概念を明確に認識できていない学年かもしれませんが、だからこそ、そうした時期から教育が必要なのではないかと感じています。SOSの出し方に関する教育だけでなく、いじめというものの基礎的な教育を、道徳などの時間も活用して、低学年の段階からもう少し手厚く教えていく必要があるのではないのでしょうか。また、子どものSOS支援施策案の中で、ICTを活用し、児童生徒の心のSOSを早期に発見するとありますが、これについても学年は関係なく、対応していく必要があると感じています。

もう一点、これは非常に悩ましいところですが、阿部委員や鶴田委員からもご意見があったように、地域の大人たちが子どもたちの様子に気付き、いじめや異変を早期に察知して守っていくという考えはとても重要で素晴らしいことだと思います。一方で、今の時代、酒田に限らず「知らない大人に話しかけられてはいけない」と教えられている風潮が強く、地域の大人が子どもに声をかけること自体が難しい状況になっているのも事実です。これはこの場で解決できる問題ではないと思いますが、地域の大人がどのように子どもたちに関わっていけばよいのか、もし他自治体や地域での参考になる取組事例があれば、お聞かせいただきたいです。

【矢口市長】

自分の子どもを通じた関わりであれば声をかけやすいですが、そういった繋がりが無い場合は確かに、なかなか声をかけづらいというのも実感としてあります。

【小田健康課長】

SOSの出し方に関する教育に関し、小学校5・6年生を対象としたのは、低学年ではこうした内容の理解が難しいのではないかとこの考えからでした。今後、対象学年を下げていくかについては、山形県のモデル事業として実施されている側面もありますので、近隣市町村の取組状況も参考にしつつ、県とも相談しながら検討してまいりたいと考えています。

私自身、SOSの出し方・受け止め方研修を見学しましたが、「出し方」については、一人で抱え込まずに三人に相談すること。「受け止め方」では、否定せず、まずはじっくり話を聞くこと、そして相談された際には、その話を他の人にも共有して良いかを、子ども本人に確認すること、何よりも重要なのは児童生徒と大人の間、日ごろから信頼関係を築いておくことが大切だとされていました。

【工藤委員】

以前の教育委員会定例会で、タブレットを使って子どもたちに親には言えないけれど誰かに聞いてほしい悩みについて調査を行ったと伺いました。その際、どの学年にそうした声が

多かったか質問したところ、意外にも低学年の子どもたちからの反応が多かったとお聞きしました。ですので、難しい内容ではなく、低学年でも理解できるような形でSOSを発信できる教育が必要だと感じています。低学年には別のアプローチや枠組みで、より分かりやすい形の内容で実施できると良いのではないかと感じています。

【阿部健康福祉部長】

地域の子どもに関して心配なことがある場合ですが、地域には民生委員児童委員という方がいらっしゃいます。中でも主任児童委員は、子育て家庭に関することを専門的に担っており、例えば、登校時の見守りや、心配な家庭への訪問なども行っています。また、学校の先生方につないだり、できるだけ早い段階で対応ができるよう努めています。地域で心配な子どもがいる場合には、地域のこういった方に声をかけていただくこともひとつの方法です。もちろん、こども家庭センター「ぎゅっと」でも相談をお受けします。児童委員については、市ホームページに掲載していますし、連絡先を知りたい場合は地域福祉課までお問い合わせいただければご案内いたします。

【今井学校教育課長】

先ほど委員の方から、いじめに関する教育の重要性についてのご指摘がありましたが、その点も大変重要だと感じています。いじめに限らず、みんなで仲良くするにはどうすれば良いか、友達とけんかしたときどう対応するかといったことは、学級活動の中でも扱われますが、特に道徳の授業で学ぶことが多いと考えています。少し前までは、おそらく道徳の授業という、読み物教材を使った教科書中心の授業が多かったと思います。しかし現在では、読み物教材に加えて、SST（ソーシャルスキルトレーニング）といった要素も授業の中に取り入れられています。たとえば、こんな場面するとき、どう行動するかといった内容を、ロールプレイなどを通じて実際に考えるような工夫もされています。こうした道徳の授業などを通じて、子どもたちが他者との関わり方を具体的に学べるような指導を、今後も大切にしていきたいと考えています。

【神田委員】

すでに各委員から様々なご意見が出されておりますので、重複する点は省き、これまでに触れられていない点について申し上げたいと思います。

まず、基本方針（案）についてですが、特に、重大事態が発生した際の対応について、非常に丁寧に記載されており、今後の取組において問題が生じないように、手順が明確に定められていると感じました。教育委員会が具体的にどのように対応するのかという点も明記されており、これまで以上に学校と連携をしながら、実効的な取組が進められるようになったのではないかと受け止めております。また、SOSの出し方等についても非常に重要な要素だと思います。これらを踏まえたうえで、以下4点、意見を申し上げます。

1点目（SOSの出し方等教育の課題と評価の在り方）：いじめを発見できないケースには、そもそもSOSを出せない、出しても気付かれない、気付かれても対応されない、あるいは対応したが失敗した、という複数のパターンがあると思います。今回のSOSの出し方等教育では「SOSを出す力」「SOSを受け止める力」を育成する内容になっているかと思いま

すが、それに加えて、「気付いたけれど動けない」状況にも目を向ける必要があると思います。例えば、先ほど鶴田委員からもご指摘があったように、外部の立場で電話をかけてもいいのだろうかという迷いや、阿部委員のご意見にもあった、自分のクラスからいじめを出したくないというような気持ちから、教員が自己解決をしようとして、なかなか学校としての対応まで広げていくことができない、あるいは多忙さゆえに対応が遅れるといった要因も考えられます。これら「動けない理由」について掘り下げたうえで、SOS教育や研修が組み立てられているかどうか、今一度確認いただきたいと思います。うまくいかないパターンの共有なども含めて、より実効性のある取組に発展させていただきたいと考えています。また、これに関連して申し上げたいのが、いじめの発生に対する評価の在り方です。基本方針（案）12ページに、「いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく」と記載されています。これは逆に言えば、有無や多寡も評価の一部に含まれるということになります。先ほど学校教育課長からも、「いじめは起こるもの」とのお話もありましたので、評価に際しては、いじめが発生したこと自体をもって、直ちに教員や学校の責任を問うことのないよう、明示していただいた方が、先生方としても、自分のクラスからいじめがあってはならないというような気持ちにもなりにくいのではないかと思います。いじめの発生は、どれだけ努力しても完全には防げないものであり、重要なのは「いかに早く発見し、対応するか」という点だという認識が共有されるような表現があっても良いのではないのでしょうか。

2点目（警察との連携に関する判断基準）：基本方針（案）16ページには、「いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する」とありますが、その「取り扱うべきであると認める」判断基準が明記されておりません。重大事態に発展した後で、もっと早く警察に相談すべきだったという振り返りがなされるようなケースも想定されます。こうした事態を避けるためにも、どのような場合に警察と連携すべきか、ある程度の判断基準を提示しておくことで、現場の教職員も安心して行動できると思います。教職員を守る意味でも、こうした基準の設定を検討いただきたいと思います。

3点目（記録の徹底と業務管理）：今後、いじめに関する記録を残し、情報共有を徹底していくことが基本方針（案）に明記されています。これは非常に重要なことですが、それに伴って業務量も増加します。多忙を理由に「気付いても動けなかった」という事態を防ぐためにも、業務管理について何らかの工夫が求められます。

4点目（未然防止事例の水平展開）：基本方針（案）の中では読み取れなかったのですが、もし現在実施されていないのであれば、ぜひご検討いただきたいのが「水平展開」の仕組みです。例えば、重大事態に至らなかったものの、未然に防止した事例や、適切な対応で解決に至った事例を集約し、どのようなきっかけで発見できたか、どのように対処したかを整理した上で、各学校に共有する取組が有効だと考えます。これはいわば「成功事例」の共有であり、他校にとっても参考になるとともに、再発防止につながる取組になっていくのではないのでしょうか。

【今井学校教育課長】

どのご意見も本当に大切な内容であり、先ほど申し上げた、取組を継続していくためのヒ

ントを、数多くいただきありがとうございました。今ご指摘いただいた点については、持ち帰って改めて検討させていただきたいと思います。

【阿部健康福祉部長】

現在のSOSの出し方等教育の内容は、主にSOSの声の上げ方や、周りの方がその声に気付く方法に重点を置いていると認識しておりますが、ご指摘のとおり、気付いたものどのように対処すればよいかわからないといった事例の共有についても、取り上げていく必要があると考えております。今後、そうした視点を研修に反映できるよう検討を進めてまいります。

【矢口市長】

委員の皆様からは一通りご意見をいただきましたが、教育長の方から何かございましたらお願いいたします。

【赤坂教育長】

本日は、様々なご意見をいただきましてありがとうございました。皆様のお話を伺う中で、改めて取組は持続可能なものでなければならないという点を強く実感いたしました。だからこそ、SOS対応や基本方針については、教職員はもちろん、子どもたちや地域、保護者の皆様にもしっかり定着し、継続的に周知していくことが不可欠だと感じました。

現在、酒田市ではスクール・コミュニティを推進しています。学校と地域、そして子どもたちの顔が見える関係を築いていくことは大事なんだと感じています。阿部委員からもご紹介のあったサポーターの仕組みにより、地域や保護者の方々が学校に入る機会が増え、子どもたちは地域の大人の顔と名前を覚えます。また、子どもたち自身も地域の祭りへの参加、ボランティア活動、地域探検など、地域に出向く取組を重ねています。さらに、子ども100当番の家庭へ年1回の挨拶訪問など、学校では地域の方との顔合わせの機会を設けています。こうして形成される横の繋がりは、学校と児童生徒だけの一对一の関係を超えて広がり、結果として学校に対してものが言いやすい空気を生み出すのではないのでしょうか。鶴田委員がお話くださったように、地域の方々が学校へ気軽に声を届けられる環境づくりが非常に大切です。

私自身が校長を務めていた際も、地域の皆様が学校に関わってくださったことで、今まで知らなかった地域の方々が知り合いになって、さらに地域の方々が、学校に行くと子どもたちとこんなふうに関われるよ、学校って楽しいよと、生きがいに感じてくださっている。図書貸し出しを手伝ってくださる方々もいて、それがどんどん口コミで広がって行って、結果的に学校に対する敷居が下がったのではないかと実感しています。今後も、地域や保護者もはじめ多様な立場の方々が学校に参画しやすい環境を整えていく必要性を痛感しました。本日はありがとうございました。

【矢口市長】

人によって感じ方は色々だと思いますが、子どもが学校を卒業したり離れたりとすると、それきり学校との繋がりが途切れてしまうということが、少なからずあるように思います。そうすると、今は学校に関係がない立場の大人が関わってもいいのだろうかと思慮してしまう

方もいらっしゃるのだと思います。その中で、誰もが関わってもいいんだという雰囲気を学校や地域全体でつくっていったら良いのではないかと感じます。

教育の中身については、教育委員の皆さん、教育長、そして教育委員会の皆さんが担っていく内容になりますが、その背景にある家庭や地域の問題になってくると、やはり市長部局、特に健康福祉部などとの連携が必要になる場面も多くあります。今回の問題に限らず、私はそうした連携がきちんとできているかどうか常に確認をしています。さらに考えると、子どもが大変な状況に置かれているときは、その背後にある家庭もまた大変な状態にあるのではないか。その家庭がなぜ大変なのかをさらに考えると、その職場環境にも課題があるのではないか。つまり、職場環境の課題が、家庭へも影響が及び、結果的に子どもにも影響が及ぶ、という構図もあるのではないかと推察しています。その意味で、私としては、まず酒田市役所自体が健全な職場であること、これは市長としての私の責任でもありますし、常に意識しています。また、酒田商工会議所をはじめとした市内事業所のトップの方々とも、職場で大人が元気であることの大切さを共有し、連携していったらと考えています。そうした観点から、私自身もやるべきことをしっかりと担ってまいりたいと思っております。

子どもたちが健やかに育ち、そして大人一人ひとり、酒田市民の皆さんが幸せに、毎日を心豊かに過ごせるよう、今後もどうぞご助言ご協力をお願いいたします。

(2) その他

【伊藤企画調整課長】

第2回酒田市総合教育会議は、11月11日午後1時30分から予定しています。委員の皆様には改めてご連絡申し上げます。ご予約いただきますようお願いいたします。

4 閉 会 （伊藤企画調整課長）